



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月27日 (月曜日) 第 2415 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支	

援事業所) の名称の変更…………… (国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 4	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 4	
公 告	
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 573号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
野津手・加来内科 医院	児湯郡高鍋町大字上江 字西畑田8250番地	平成24年 7 月 1 日
太田歯科医院 諸 塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家 代2660	平成24年 7 月 1 日
サンエイ薬局	都城市栄町14号 1 番	平成24年 7 月15日
ひむか薬局 日向 店	日向市曾根町 3 丁目25 番地	平成24年 7 月 1 日
富高薬局 Grand Sone	日向市曾根町 3 丁目23 番	平成24年 7 月 1 日
ひむか薬局高鍋上 江店	児湯郡高鍋町大字上江 字西畑田8280- 3	平成24年 7 月 1 日
訪問看護ステーシ ョン るびなす	児湯郡新富町富田東 1 丁目54番地	平成24年 7 月 1 日

宮崎県告示第 574号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
土井外科医院	都城市上東町12街区 7 号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
土井外科医院	医療法人 誠栄会 どいクリニック	平成24年 2 月22日

宮崎県告示第 575号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
サンエイ薬局	都城市栄町14号 4 番地	平成24年 7 月14日
訪問看護ステーション安心夢	児湯郡高鍋町北高鍋4282番地 3	平成24年 7 月31日

宮崎県告示第 576号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ケアサービスきむら	児湯郡新富町富田東 1 丁目54番地	訪問看護ステーションるびなす	児湯郡新富町富田東 1 丁目54番地	平成24年 7 月 1 日
有限会社うらら	都城市山之口町花木字横松2205番地 9	デイサービスセンターとまり樹	都城市郡元町2976番地 6	平成24年 8 月 1 日
合同会社ライフサポートムサン	延岡市北浦町宮野浦 4 53番地	ケアホーム桜	延岡市北浦町宮野浦 4 53番地	平成24年 6 月 1 日
株式会社あかり	日南市大字平野2776番地 4	株式会社あかり	日南市大字平野2776番地 4	平成24年 6 月21日
社会福祉法人慶明会	東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明会日南慶明会ヘルパーステーション	日南市鉄肥 6 丁目 6 番 62号	平成24年 7 月 1 日
株式会社しあわせカンパニー	日南市中央通 2 丁目 1 番 8 号	訪問介護友	日南市中央通 2 丁目 1 番 8 号	平成24年 8 月 1 日
株式会社心和	東臼杵郡門川町城ヶ丘 20番70号	訪問介護事業所 すずらん	東臼杵郡門川町庵川西 4 丁目46番地	平成24年 8 月 1 日
株式会社和福祉サービ	小林市南西方6054番地	認知症対応型共同生活	小林市南西方6257番地	平成24年 4 月 1 日

ス	6	介護グループホームなごみ	65	
---	---	--------------	----	--

宮崎県告示第 577号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
すどう介護サービス合同会社	延岡市野地町 2 丁目39 25- 100	居宅介護支援 西階ケアプランサービス	延岡市野地町 2 丁目39 25- 100	平成24年 7 月 1 日
株式会社ケアサービスきむら	児湯郡新富町富田東 1 丁目54番地	居宅介護支援事業所るびなす	児湯郡新富町富田東 1 丁目54番地	平成24年 7 月 1 日

宮崎県告示第 578号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
一般社団法人西諸医師会	小林市細野2234番地	社団法人西諸医師会立訪問看護ステーションきりしま	小林市真方 115
一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	日向市鶴町 1 丁目 6- 2	日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション	日向市鶴町 1 丁目 6- 2

		ン	
社会福祉法人日之影町社会福祉協議会	西臼杵郡日之影町大字七折8840番地	日之影町指定通所介護事業所	西臼杵郡日之影町大字七折8840番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
社団法人西諸医師会立訪問看護ステーションきりしま	一般社団法人 西諸医師会立訪問看護ステーションきりしま	平成24年4月1日
日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション	一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション	平成24年4月1日
日之影町指定通所介護事業所	デイサービス天神荘	平成24年4月1日

宮崎県告示第 579号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	日南市中央通1丁目1番地2	日南市日南地区地域包括支援センター	日南市中央通1丁目1番地2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
日南市日南地区地域包括支援センター	日南市中央地区地域包括支援センター	平成24年4月1日

宮崎県告示第 580号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
企業組合居宅サービス大地	都城市高崎町大牟田 903番地 9	企業組合居宅サービス大地	都城市上水流町1182番地 8
有限会社小玉商事	日南市西町2丁目8番17号	心の家介護サービス	日南市岩崎2丁目10-2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
都城市上水流町1182番地 8	都城市高崎町大牟田 903番地 9	平成24年4月23日
日南市岩崎2丁目10-2	日南市大字平野4195番地 3	平成24年4月1日

宮崎県告示第 581号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年8月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	日南市中央通1丁目1番地2	日南市中央地区地域包括支援センター	日南市中央通1丁目1番地2

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市中心通 1 丁目 1 番地 2	日南市中心通 1 丁目 5 番地 1	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 582号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社ライフサポート絆	宮崎市大字島之内9686番地10号	訪問看護ステーション安心夢	児湯郡高鍋町北高鍋4282番地 3	平成24年 7 月16日
社会福祉法人小林市社会福祉協議会	小林市細野367番地 1	宅老所 茶のん村	小林市須木下田1153番地	平成24年 4 月30日

宮崎県告示第 583号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(都城) 24-1	有限会社ワダハウジング代表取締役 和田次男	北諸県郡三股町大字樺山字中原5057番 9	4.48	34.52	平成24 年 8 月 16日

宮崎県告示第 584号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成24年 8 月27日

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
都城市高城町穂満坊 7 72番地	株式会社都城自動車学校	平成24年 8 月 6 日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2342号により公告した公共測量（数値写真撮影、数値図化、数値修正図化）が平成24年 2 月27日終了した旨、九州地方整備局延岡河川国道事務所長から通知があった。

平成24年 8 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第30号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 8 月27日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成24年11月 5 日（月）から 9 日（金）及び11月12日（月） まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規

則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	平成24年9月18日(火)から9月28日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--